



周南公立大学基金

SHUNAN UNIVERSITY

大学を「地域の成長エンジン」とした地方創生

地域人材循環構造の確立

若者によるまちの賑わい創出

学生の成長のために。
そして、地域の発展のために。

SINCE 2022

Greeting

ごあいさつ



周南公立大学
理事長／学長
高田 隆

周南公立大学は、1971(昭和46)年設立の徳山大学を前身とし、2022(令和4)年4月に公立大学法人周南公立大学を設立母体として新たな歴史を刻み始めました。

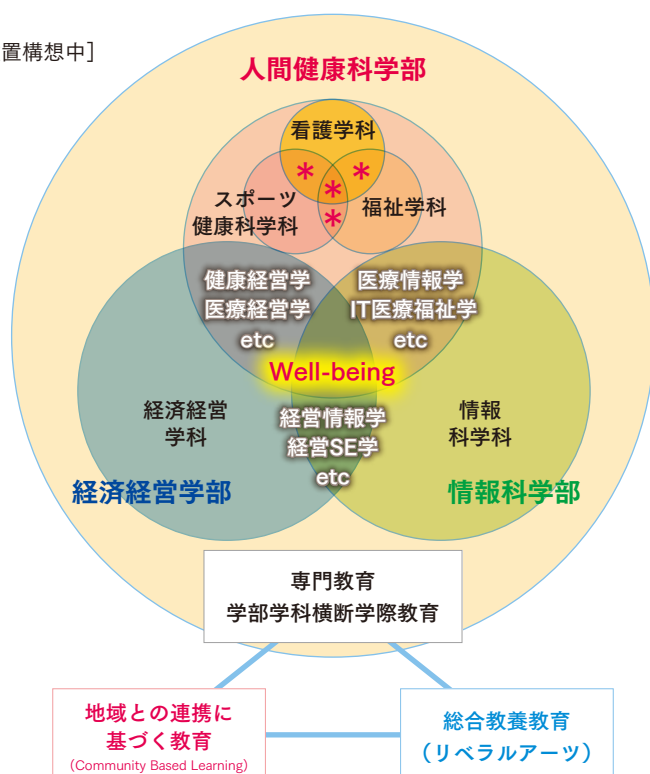
これを契機に、大学のミッションを「地域の持続的発展と価値創造のための成長エンジンとなる」ことと再定義するとともに、地域に根差し、地域の問題を地域とともに解決し、地域に愛され、地域に信頼され、地域に輝く大学となることをビジョンとして宣言し、教育・研究・社会貢献を通じて地域の「Well-being」を高め、日本一のまちづくりの中核となる大学を目指すという本学のパーパスを実現してまいります。

そこで、本学では開学にあたり、学生の修学支援や特色ある教育・研究活動、多様な地域連携活動などを通じて、地域の活性化を図るため、「周南公立大学基金」を創設いたしました。

本学が地域貢献大学として、多くのご賛同のもと、その役割を十分に果たし、地域の活力をより高め続けるために、特段のご協力、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

周南公立大学における教育・研究の目指すもの

[設置構想中]



本学は、社会の要請や地域のニーズに応じ、2024(令和6)年4月に、現在の経済学部と福祉情報学部から、経済経営学、情報科学、スポーツ健康科学、看護学、福祉学の5つの学問領域を学べるよう、学部学科の改組を目指しています。

また、教育の特色としては、多様化・複雑化する社会課題の解決に向け、専門教育における学部学科を横断する学際的な教育や、地域との連携に基づく教育、リベラルアーツを総合的かつ体系的に整理することで、地域の「Well-being(幸福)」を実現する高度人材を養成し、社会に貢献してまいります。

* 学科横断型多職種連携教育及び研究

基金の目的

学生の成長のために。地域の発展のために。

周南公立大学基金は学生の修学を積極的に支援するとともに、山口県東部における「知の拠点」として、地域で活躍する人材の育成、地域の方々の学び直しの場の提供などを通じ、地域を活性化することを目的に創設いたしました。学生が地域から支えられていることを実感する中、充実したキャンパスライフを過ごすことができるよう、そして、大学を生かした持続的なまちづくりを実現するために、様々な基金事業を実施してまいります。

基金の使途

- (1) 学生の修学支援事業(奨学金制度の充実や経済的な支援など)
→地域で活躍する人材の育成
- (2) 教育・研究活動支援事業(リカレント・リスキリング教育の推進や研究環境の整備など)
→地域の方々の学び直しの場の提供
- (3) 地域連携・地域貢献活動支援事業(インターンシップやボランティアへの支援など)
→地域活動への学生教職員の参加
- (4) 国際交流活動支援事業(海外からの留学生の受入促進や交流イベント開催の支援など)
→グローバル人材の育成や優秀な外国人材の確保
- (5) その他、大学全体への支援事業(大学広報や施設設備の整備など)
→地域の知的インフラの整備

周南公立大学基金は
「地域の活性化」に
役立ってます

寄附金の単位

- 法人…1口10,000円(よろしければ10口以上でお願いいたします。) ● 個人…1口1,000円(よろしければ3口以上でお願いいたします。)

ご寄附に対する税制上のメリット

周南公立大学基金へのご寄附に対しましては、法人税法及び所得税法による税制上の優遇措置(寄附金控除)が受けられ、税負担の軽減が図られます。

法人様からのご寄附	法人税法により、寄附金の全額を損金算入することができます。
個人の方からのご寄附	(1) 所得税の寄附金控除 所得控除 (寄附金額－2,000円)を課税所得金額から控除できます。 * 控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の40％が上限になります。 ※本学へのご寄附につきましては、所得税の税額控除は受けられません。 (2) 個人住民税(県民税・市町村民税)の寄附金税額控除 ご寄附された年の翌年1月1日現在、山口県内にお住まいの方は県民税の税額控除の対象となります。市町村民税の控除については、周南市、下松市、光市にお住まいの方は市民税の税額控除対象者となりますが、その他の市町村にお住まいの方は、それぞれの税務担当課へお問い合わせください。 税額控除額＝(寄附金額－2,000円)×控除率 * 控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の30％が上限になります。 * 個人住民税控除率は、県民税4％、市町村民税6％です。

※確定申告について…寄附金控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。本学から送付する「寄附金領収書」を添付し、期間内に申告をお願いいたします。

お申し込み方法

金融機関からの払い込みによるご寄附

- 別紙の払込取扱票に必要事項をご記入の上、お払い込みください。下記の金融機関の窓口での払込取扱票によるお払い込みの場合は、手数料が無料となります(本学負担)。その他の金融機関からお払い込みいただく場合は、手数料を別途ご負担いただきますようお願いいたします。

【山口銀行・西京銀行】

- ATM、インターネットバンキングなどでのお払い込みは、ご寄附された方の確認ができませんので、窓口で手続きをお願いいたします。
- 払込取扱票の真中の「振替払込請求書 兼 受領証」は、お手元に保管してください。ご入金が確認され次第「寄附金領収書」をお送りいたします。

クレジットカード・コンビニエンスストアでのご寄附

クレジットカード・コンビニエンスストアでのご寄附については、本学Webサイトからお申し込みください。
<https://www.shunan-u.ac.jp/about/fund>



法人様のご寄附について

お申し込みの際には、学長企画戦略室までご連絡ください。

遺贈によるご寄附について

遺贈による本学へのご寄附をご検討いただく場合は、一般社団法人周南相続支援協会にお問い合わせください。
(初回相談は無料です)

一般社団法人 周南相続支援協会
事務局：山口県周南市鐘楼町3-1 三和ビル2F
電 話：0834-22-3938
Email：info@shunan-souzokushien.or.jp

ご寄附への感謝

1

Webサイト及び広報誌へのご芳名掲載

ご寄附をいただいた方のご了解のもと、本学Webサイト及び広報誌にご芳名を掲載いたします。
(匿名希望者を除く)

2

大学広報誌の送付

全ての寄附者に対し、一定期間、本学の広報誌をお送りいたします。

3

高額寄附者の銘板記載(累計5万円以上ご寄附いただいた方)

ご寄附いただいた累計額により、ご寄附をいただいた団体や個人の方に対し、ご了解のもと、以下の区分に応じ、本学内の寄附者銘板へご芳名を表示いたします。

プレートの種類	ブロンズ	シルバー	ゴールド
個人	5万円以上 10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上
法人・団体	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上

※周南公立大学基金は、反社会的勢力と認められる個人・法人・団体または本学が教育研究上、支障があると認める個人・法人・団体などからの寄附については受け入れを認めず、入金済みの寄附金は返還いたします。本学にて受け入れた寄附金は上記の理由を除き、返還いたしません。



周南公立大学
SHUNAN UNIVERSITY

〒745-8566 山口県周南市学園台843-4-2

学長企画戦略室 TEL:0834-28-6880
E-mail:gakutyoukikaku@shunan-u.ac.jp